

鳥取県告示第844号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成24年12月28日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業羽合用水地区農業用排水	平成24年6月15日